

令和7年度みえスタートアップ支援プラットフォーム
運営事業業務委託 業務仕様書

1 目的

本業務は、三重県におけるスタートアップ支援の取組を加速させ、三重発スタートアップを創出することを目的とし、金融機関・高等教育機関・経済団体・支援機関等の県内外の関係機関が一体となった支援体制「みえスタートアップ支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を令和5年8月に立ち上げている。

三重県におけるスタートアップエコシステムの構築を目指し、プラットフォームを効果的・効率的に運営することで、スタートアップの成長支援、取組の情報発信及び起業家等の交流を促進する。

2 委託業務名

令和7年度みえスタートアップ支援プラットフォーム運営事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月19日（木）

4 委託業務の内容

（1）コミュニティマネージャーの選定

- ・本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有し、本事業を統括するコミュニティマネージャーを1名選定すること。
- ・コミュニティマネージャーは、事業計画の作成をはじめ、事業立ち上げにかかるノウハウ、資金調達やその後成長に必要な事業者とのマッチングなどの相談に適切に対応できる人材で、以下の経験が2つ以上あること。
 - a. スタートアップ支援に係るセミナーやイベントの企画運営に関わった経験がある
 - b. 起業支援に関わった経験がある
 - c. コミュニティ運営に関わった経験がある
- ・起業予備軍、起業予定者、スタートアップ等からの相談に対して、ワンストップで対応できるよう配置する
- ・コミュニティマネージャーは、プラットフォーム運営事業の下記（2）～（6）の統括業務を行うこと。

（2）ワンストップ窓口の運営

- ・本事業の目的を達成するために、県内に拠点（※）を設け、受託者の監督・指示のもと運営を行うこと。
- ・週1回以上は拠点に駐在することとし、駐在しない期間に関してもオンライン等により対応すること。
※拠点とは、入居する県内インキュベーション施設または所有する事務所やオフィスをいい、対面での相談を受けられる場所のこと。

（3）スポットメンタリングの運営

- ・4（2）のワンストップ窓口で相談のあった方の今後の成長支援を行うため、事業開発・プロダクト開発、マーケティング、資金調達などに関する専門家（※）から年間4～5名の講師を選定し、メンタリング支援を行うこと。
- ・メンタリングは月1回、相談者1人あたり30分～1時間程度とし、原則拠点等において対面で実施することとする。毎月4～5名程度の相談対応を行うこと。
- ・専門家については、ジェンダーバランスに配慮した配置を行うこと。開催形式と開催場所については、オンラインか対面については県と協議すること。
※専門家とは、スタートアップの起業経験がある方やスタートアップの多様な事業領域（資金調達、マーケティング、知財等）に精通した者をいう。

(4) 総会の実施

- ・プラットフォーム参画機関が一堂に会する場として、次年度の計画等について情報交換を行うため総会を開催すること。ハイブリッドでの開催を想定。
- ・総会の開催時期は3月を想定し、後に述べる成果報告会と同日、同会場で実施すること。
- ・受託者は、総会参加者の募集・当日の運営・アンケートの実施をすること。なお、当日の資料については、県と相談のうえ、作成すること。

(5) イベントの開催

- ・プラットフォーム参画機関をはじめとするスタートアップ支援機関（ベンチャーキャピタル(以下「VC」という。)等の金融機関やアクセラレーターを含む)等の本事業参加者に対し、起業家マインドや起業機運を醸成する機会、イノベーション促進に関する学びの機会、多様なレイヤーの人材が気軽に交流する機会等（以下「イベント」という。）を提供すること。
- ・4(5)①に記載するイベントにはすべて参加することとし、参加者同士のネットワーク構築の支援(※)を行うこと。
※ネットワーク構築の支援について、イベント時のみだけでなく、年間を通じてマッチング・ネットワーク構築の支援を行うこととし、年間30件程度の支援を行うこと。

① イベントの内容

- ・イベントの内容については、本県の状況や課題を分析し、その内容を踏まえた企画とすることとし、県と受託者が協議のうえ、内容を決定すること。
- ・受託者は、イベントの企画にあたり、多様性を意識した内容とし、イベントの企画に関し、本事業の趣旨・目的を十分に踏まえたものとしたうえでテーマや登壇者などの企画段階から県と情報共有を図ること。
- ・イベントの時間は約2～3時間程度とすること。
- ・受託者は、イベントの企画に関し、登壇者（講演者や出演者など）との交渉など必要な調整や準備等を、原則全て行うこと。各回会場を借りて対面で実施するとともに、必要に応じてオンラインで同時配信すること。
- ・各回の様子はアーカイブ配信ができるよう録画するとともに、配信できるよう録画内容を編集すること。

② イベントの対象者（以下「参加者」という。）

- ・起業を予定している方（大学生・高等専門学校生・高校生等の学生も含む）
- ・事業の立ち上げや資金調達等により成長をめざすスタートアップ等
- ・新規事業の開発を進める事業者等（既存企業内での業態転換・オープンイノベーション、新規事業立ち上げ予定の方を含む）
- ・プラットフォーム参画機関をはじめとするスタートアップ支援機関（VC等の金融機関やアクセラレーターを含む）

③ 募集

- ・プラットフォーム参画機関、スタートアップ支援機関、大学・高専等と連携し、SNS広告、チラシ、インターネットホームページ等を活用して参加者を募集する。募集期間を十分に取し、参加者の発掘に努めること。
- ・募集に使用するツールについてはあらかじめ県に報告し、両者協議のうえ、県が承諾したものを使用することとする。
- ・受託者は、応募の受付、問い合わせの対応、参加者名簿の作成を行い、応募状況や問い合わせの内容などは密に県へ報告すること。

④ 開催回数

- ・ イベントは2か月に1回程度で合計5回開催（交流会3回、渋谷QWS（※1）イベント1回、成果報告会1回）することとし、開催期間は契約締結日から令和8年3月13日（金）までとする。具体的な日時については、県と受託者が協議して決定する。
- ・ 開催場所は50～100名程度を収容でき、公共交通機関によりアクセス可能な会場で開催すること。（※2）
- ・ 可能な限りプラットフォーム参画機関と連携したイベントを実施することとし、最低1回以上実施すること。
- ・ 受託者は、事前に県と協議のうえ、渋谷QWSで年1回以上のイベントを開催すること。イベントとしては、県外スタートアップの誘致につながる内容とすること。
- ・ 受託者は、月1回以上渋谷QWSを訪問し、委託者と関係者とのネットワーク構築に努める。
- ・ 受託者の渋谷QWS訪問日については、県と受託者が協議して決定する。

※1 渋谷QWSとは、東京都渋谷区の会員制共創施設のこと。

詳しくは<https://shibuya-qws.com/>を参照のこと。

令和7年度より県が起業人材の交流やスタートアップイベント等の開催地として活用する。

※2 開催場所について、渋谷QWS以外のイベントは県内で実施すること。

⑤ 参加者の目標数

参加者は4（5）④に記載のとおりとし、各回50～100名程度を目標に集客することとする。

（6）スタートアップ支援施策等の情報発信

4（2）のワンストップ窓口相談に来た方が各成長段階において適切な情報にアクセスできるよう、本事業やスタートアップ支援施策を発信するHPを作成するとともに、SNS広告等によりスタートアップ支援施策の情報発信を行う。

① SNS広告

SNS広告については、イベントの集客に各1回以上、県事業の情報発信に4回程度合計9回以上行うこととする。広告を掲載するSNSは事前に県と協議のうえ、決定することとする。

② 記事広告

- ・ 4（5）に記載するイベントについて、内容の記事化を行うとともに、Webサイトで公開し、機運醸成と集客のために情報発信を行うこと。
- ・ 記事化する内容は事前に県に相談することとし、年間最低5件の記事を作成すること。
- ・ どの媒体で発信するかについて、事前に県と業務受託者の間で協議のうえ決定することとする。

③ Webサイトの利用に関する留意事項

- ・ Webサイトについては、原則、令和6年度に作成したページ（<https://tokowaka-startup.pref.mie.lg.jp/>）を使用することとする。

- ・三重県ドメインでない Web サイトを廃止する際には、あらかじめ廃止する際に、運用停止に関する案内を行うこととし、情報発信終了後も、運用停止に関する案内を継続すること。また、運用停止後も、一定期間ドメインを保持すること。
- ・本事業のWebサイトを構築するにあたり、ドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン（pref.mie.lg.jp）を使用すること。ただし、本事業受託事業者が運営するWeb サイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。
- ・令和6年度に作成した本事業Webサイトの管理については、同年度受託事業者よりドメインを引き継ぐこと。また、引き継いだWebサイト上で、そのWebサイトの停止及び令和7年度に使用するWebサイトの案内をすること。

（7）その他

- ・受託者は、本事業の趣旨・目的に資するために、本事業のコンサルタント業務、全体企画・管理業務、実績や成果（参加者数やその属性・分析、参加者・登壇者等の目的や感想、参加者・登壇者間での交流やマッチング等に関すること、登壇者や参加者・関係者等が本事業を契機として新たな行動を起こした事例、メンタリングの内容など）の把握業務について、必要な知見を有する人材を不足なく配置し、受託者の責任において監督や指示のもとこれを進めること。
- ・受託者は、本事業の運営等に関し各イベントの講師等を招聘するほか、必要な設備・備品・消耗品を手配・調達・設置し、適切な運営に努めること。
- ・受託者は、本事業の開催日ごとに誘客・広報PRを実施するほか、必要なマーケティング等を実施するなど、本事業のプロモーションに努めること。
- ・受託者は、登壇者やその関係者、企画・運営の関係者等へアンケート等を実施するなど、成果事例（登壇者や参加者・関係者等が本事業を契機として新たな行動を起こした事例等）の把握に努め、定期的に報告すること。

5 委託業務実績報告書の提出

受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

① 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、電子データ（Word または Excel、PowerPoint、MP 4）と紙（A 4 両面）1部を提出するものとする。

② 提出資料

- ・業務全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真及び編集された映像（MP 4）等の記録を含む）
- ・参加者名簿
- ・アンケート結果

③ 提出期限

履行期限である令和8年3月19日（木）までとする。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 県は、受託者が（1）②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (10) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。